

## 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る登録業者の入札参加資格停止に関する要領

平成29年10月30日  
総務部財産総合管理課

(趣旨)

**第1条** この要領は、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年宮崎県告示第1058号の3。以下「要綱」という。）第10条に規定する入札参加資格の停止（以下「資格停止」という。）に関する事項について定めるものとする。

(資格停止)

**第2条** 知事は、登録業者が別表第1及び別表第2の各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、同表各号に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該登録業者について資格停止を行うものとする。

(資格停止の始期)

**第3条** 資格停止の期間の始期は、原則として知事が資格停止を行うことを決定した日の翌々日とする。ただし、必要があるときは、資格停止を行う旨を被措置者に伝達した日以降いつでも開始できる。

(資格停止の効果)

**第4条** 資格停止を受けた者は、当該資格停止の期間中、県が発注する庁舎等の設備維持管理業務（以下「県発注設備維持管理業務」という。）について、入札参加資格の確認を申請し、若しくは入札に参加し、又は元請若しくは下請の別にかかわらず新たに設備維持管理業務を請け負ってはならない。

2 資格停止を受けた者の登録に係る業務に関する事業の全部若しくは一部を会社法（平成17年法律第86号）若しくは民法（明治29年法律第89号）の規定に基づき譲り受けた登録業者又は資格停止を受けた者の登録に係る業務に関する事業の全部若しくは一部を民法の規定に基づき相続した登録業者については、要綱第10条第4項及び前項は適用しないものとする。

3 入札において落札候補者と決定された日から契約締結の日までに資格停止を受けたときには、契約を締結しないこととする。

(資格停止の遡及の停止)

**第5条** 別表第1第1号及び第2号に規定する措置要件を構成する設備維持管理業務が完了してから10年を経過した場合又は別表第1（第1号及び第2号を除く。）及び別表第2に規定する措置要件を構成する法令違反等の事実が確定してから3年を経過した場合は、当該事由を措置要件と

する資格停止を行わないものとする。

- 2 登録業者が一の事由により資格停止を受け、当該資格停止の期間が満了した場合は、当該事由に基づく再度の資格停止を行わないものとする。

(契約担当者等への通知)

**第6条** 財産総合管理課長は、知事が要綱第10条第1項による資格停止を行った場合は、契約担当者等に対し、当該資格停止を受けた者の商号又は名称、主たる事務所（契約締結の権限を従たる事務所の長に委任している場合は、従たる事務所も含む。以下同じ。）の所在地又は住所並びに当該資格停止の理由及び期間を速やかに通知するものとする。

(複数の措置要件に該当する場合の取扱)

**第7条** 登録業者が一の事由により二以上の措置要件に該当する場合は、当該措置要件ごとに定める期間の最も長いものをもって資格停止の期間とする。

(同一業者による資格停止の再発に関する取扱)

**第8条** 登録業者が次の各号のいずれかに該当することになった場合における資格停止の期間は、当該措置要件ごとに定める期間の2倍（当初の資格停止の期間が1か月に満たないときは1.5倍）とする。

(1) 別表第1各号若しくは別表第2各号の措置要件に係る資格停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなった場合（当該措置要件に該当することとなった事由が、当初の資格停止を行う前に生じたものである場合を除く。以下次号において同じ。）

(2) 別表第2第1号又は第2号若しくは第3号から第6号までの措置要件に係る資格停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号又は第2号若しくは第3号から第6号までの措置要件に該当することとなった場合（前号に掲げる場合を除く。）

(資格停止の期間の短縮又は延長)

**第9条** 登録業者について情状酌量すべき特別の事由により、措置要件ごとに定める期間（前2条の規定による資格停止の期間を含む。）の短期未満の資格停止の期間を定める必要がある場合は、資格停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

- 2 登録業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、措置要件ごとに定める期間の長期を超えて資格停止の期間を定める必要がある場合は、資格停止の期間を当該長期の2倍の期間まで延長することができる。

- 3 資格停止の期間中、資格停止を受けた者が前2項に規定する事由に該当することが明らかとな

った場合は、当該資格停止の期間を前2項の規定に準じて短縮し、又は延長することができる。  
この場合において、短縮後の資格停止の期間は、当初の資格停止の期間のうち、すでに経過した期間を下回ることができないものとする。

- 4 知事は、前項の規定により資格停止の期間を短縮し、又は延長した場合は、当該資格停止を受けた者に対し、入札参加資格停止期間変更通知書（別記様式第1号）により速やかに通知するものとする。
- 5 財産総合管理課長は、知事が第3項の規定により資格停止の期間を短縮し、又は延長した場合は、契約担当者等に対し、当該資格停止を受けた者の商号又は名称、主たる事務所の所在地又は住所並びに当該資格停止の当初の期間及び変更後の期間を速やかに通知するものとする。
- 6 資格停止を行う場合において、登録業者が別表第2第3号又は第4号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合の資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、資格停止の期間が別表第2第3号又は第4号に規定する期間を下回る場合においては、第1項の規定を適用するものとする。

（資格停止期間の加重）

**第10条** 資格停止を行う場合において、登録業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、資格停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は宮崎県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、登録業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号又は第4号に該当した場合
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定による調査の結果、同法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第3号又は第5号に該当する登録業者に、宮崎県の職員に対して不正行為の働きかけを行った等の悪質な事由がある場合
- (3) 宮崎県の職員又は県内の国の機関、地方公共団体、公社若しくは独立行政法人の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第5号又は第6号に該当する登録業者に、当該職員に対して不正行為の働きかけを行った等の悪質な事由がある場合

- 2 登録業者が前項各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該登録業者が第8条第1項各号に規定する資格停止の期間の短期の加重事由又は前条第2項若しくは第3項に規定する資格停止の期間の延長事由に該当する場合は、当該短期加重措置又は延長措置を行った後、前項に規定する資格停止の期間の加重措置を行うものとする。
- 3 資格停止を行う場合において、登録業者が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令に対し審判手続が開始され、審決の結果、独占禁止法に違反すると判断された場合は、別表第2第3号又は第4号に規定する資格停止の期間の範囲内で、審判手続が開始されなかった場合の資格停止期間に比べて資格停止期間を加重することができる。

(資格停止の解除)

**第11条** 資格停止の期間中、資格停止を受けた者が当該資格停止に係る措置要件に該当しないことが明らかになった場合は、速やかに資格停止を解除するものとする。

- 2 前項の規定に基づく資格停止の解除の効果は、遡及しないものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により資格停止を解除した場合は、当該資格停止を解除した者に対し、入札参加資格停止解除通知書（別記様式第2号）により速やかに通知するものとする。
- 4 財産総合管理課長は、知事が第1項の規定により資格停止を解除した場合は、契約担当者等に対し、当該資格停止を受けた者の商号又は名称、主たる事務所の所在地又は住所並びに当初の資格停止の期間及び資格停止の解除日を速やかに通知するものとする。

(措置要件の適用基準)

**第12条** 措置要件の具体的な適用基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第1第1号又は第2号の履行を粗雑にしたと認められる場合とは、原則として会計検査で不良業務として講評において指摘を受けた場合をいう。
- (2) 別表第1第3号の契約の相手方として不相当であると認められる場合とは、宮崎県と締結した設備維持管理業務契約書に違反する行為等があったと認められる場合をいう。
- (3) 別表第1第4号から第7号までの負傷者とは、医師により30日以上に加療を要すると診断された者をいう。
- (4) 別表第1第4号から第7号までの安全管理の措置が不適切であった場合とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反又は刑法（明治40年法律第45号）第211条の業務上過失致死傷の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。
- (5) 別表第1第5号の当該事故が重大であると認められる場合とは、次のいずれかをいう。

- ア 公衆に死亡者を生じさせた場合
  - イ 公衆に3名以上の負傷者を生じさせ、又は、時価に換算して100万円以上の損害を生じさせた場合
- (6) 別表第2第1号の代表権を有すると認めるべき肩書きとは、専務取締役以上の肩書きをいうものとする。
- (7) 別表第2第3号及び第4号の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反した場合とは、次のいずれかをいう。
- ア 排除措置命令が出された場合
  - イ 課徴金納付命令が出された場合
  - ウ 刑事告発がなされた場合
  - エ 登録業者である法人の代表者、登録業者である個人又は登録業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が独占禁止法違反の容疑により逮捕された場合
- (8) 別表第2第4号及び第6号については、原則として、九州内における違反事件についてのみ資格停止の対象とし、九州外の違反事件については、社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる事案に限り資格停止の対象にするものとする。
- (9) 別表第2第7号、第8号及び第9号に関する暴力団及び暴力団関係者の認定については、宮崎県警察本部からの通知があった場合に適用するものとする。
- (10) 別表第2第10号の業務に関する不正又は不誠実な行為とは、原則として次の場合をいう。  
なお、県外における不正又は不誠実な行為については、当該事案が社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる場合に限り、本項を適用するものとする。
- ア 登録業者である個人、登録業者の役員若しくはその使用人が県内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
  - イ 県発注設備維持管理業務に関して正当な理由なく落札決定後辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合

#### 附 則

この要領は、平成29年10月30日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成30年10月15日から施行する。

別表第1（第2条関係）契約違反及び安全管理の不適切等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
1 県発注設備維持管理業務の委託契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められる場合（かしが軽微であると認められる場合を除く。）	当該認定をした日から1か月以上 6か月以内
2 県内における設備維持管理業務で県が発注する業務以外のもの（以下「同種業務等」という。）の委託契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められる場合	当該認定をした日から1か月以上 3か月以内
3 県発注設備維持管理業務の委託契約の履行に当たり、契約に違反し、設備維持管理業務の委託契約の相手方として不適当であると認められる場合	当該認定をした日から1か月以上 6か月以内
4 県発注設備維持管理業務の委託契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合	当該認定をした日から1か月以上 6か月以内
5 同種業務等の委託契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められる場合	当該認定をした日から1か月以上 3か月以内
6 県発注設備維持管理業務の委託契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められる場合	当該認定をした日から2週間以上 4か月以内
7 同種業務等の委託契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められる場合	当該認定をした日から2週間以上 2か月以内
8 県発注設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札において、入札に関する調査資料に虚偽の記載をしたこと等により、設備維持管理業務の委託契約の相手方として不適当であると認められる場合	当該認定をした日から1か月以上 6か月以内

別表第2（第2条関係） 法令違反等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 次のア又はイに掲げる者が宮崎県の職員又は県内の国の機関、地方公共団体、公社若しくは独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 登録業者である個人若しくはその支配人又は登録業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「個人及び代表役員等」という。）</p> <p>イ 登録業者である法人の役員又は登録業者の従たる事務所（常時設備維持管理業務の委託契約を締結する従たる事務所をいう。）を代表する者で個人及び代表役員等以外の者（以下「一般役員等」という。）並びに登録業者の使用人で一般役員等以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴の事実を知った日から8か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の事実を知った日から6か月以上24か月以内</p>
<p>2 次のア又はイに掲げる者が県外の国の機関、地方公共団体、公社又は独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 個人及び代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴の事実を知った日から6か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の事実を知った日から2か月以上24か月以内</p>
<p>3 県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、設備維持管理業務の委託契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から6か月以上24か月以内</p>
<p>4 県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、設備維持管理業務の委託契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上24か月以内</p>
<p>5 県内における設備維持管理業務に関し、次のア又はイに掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 個人及び代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の事実を知った日から8か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の事実を知った日から6か月以上24か月以内</p>
<p>6 県外における設備維持管理業務に関し、次のア又はイに掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 個人及び代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の事実を知った日から4か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の事実を知った日から2か月以上24か月以内</p>
<p>7 個人及び代表役員等、一般役員等若しくは使用人又は登録業者の経営に事実上参加している者が、次のいずれかに該当する場合</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上24か月以内（当該資格停止期</p>

<p>ア 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められる場合</p> <p>イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合</p> <p>ウ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合</p> <p>エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合</p>	<p>間満了時において、なおこの項の措置要件に該当するときは、改めて資格停止を行う。）</p>
<p>8 県発注設備維持管理業務の委託契約の履行に当たり、暴力団関係者であることを知りながら、その者と再委託契約その他契約を締結したと認められる場合</p> <p>県発注設備維持管理業務の委託契約の履行に当たり、暴力団関係者と再委託契約その他契約を締結した場合において、当該暴力団関係者の排除に際し、県の指示に従わなかった場合</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内（当該資格停止期間満了時において、なおこの項の措置要件に該当するときは、改めて資格停止を行う。）</p>
<p>9 県発注設備維持管理業務の委託契約の履行に当たり、暴力団関係者から不当介入（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条各号に掲げる不当な要求行為又は不当な業務妨害をいう。）を受けたにもかかわらず、発注者に報告せず、かつ、警察に届け出なかった場合</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上4か月以内</p>
<p>10 別表第1第1号から第8号まで及び本表第1号から第9号までに掲げる措置要件に該当する場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、設備維持管理業務の委託契約の相手方として不適当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>11 別表第1第1号から第8号まで及び本表第1号から第10号までに掲げる措置要件に該当する場合のほか、個人及び代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告され、設備維持管理業務の委託契約の相手方として不適当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>